

第 14 号様式（第 13 条第 1 号）

エックス線装置（診療用高エネルギー放射線発生装置・診療用粒子線照射装置  
 ・診療用放射線照射装置・放射性同位元素装備診療機器）備付け廃止届出書

年 月 日

（届出先）  
 横浜市長

住 所  
 管理者  
 氏 名

エックス線装置（診療用高エネルギー放射線発生装置・診療用粒子線照射装置・診療用放射線照射装置・放射性同位元素装備診療機器）の備付けを廃止しましたので、医療法第 15 条第 3 項の規定により、次のとおり届け出ます。

病 院 ・ 診療所	名 称		
	所 在 地	電 話	
廃止したエックス線装置（診療用高エネルギー放射線発生装置・診療用放射線照射装置・放射性同位元素装備診療機器）	製 作 者 名		
	型 式 、 台 数 及 び 用 途		
	廃止時における放射性同位元素の数量 (Bq)		
	廃 止 の 理 由		
	廃 止 後 の 処 分 方 法		
	廃 止 年 月 日	年	月
廃止後のエックス線診療室（診療用高エネルギー放射線発生装置（診療用粒子線照射装置・診療用放射線照射装置・放射性同位元素装備診療機器）使用室）の用途			